



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

(和歌山県住宅供給公社)

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *28 和歌山県立文書館管理規則の一部を改正する規則 (文化国際課)
 - *29 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
 - *30 旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則 (")
 - *31 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (医務課)
 - *32 和歌山県企業立地促進資金貸付規則の一部を改正する規則 (企業立地課)
- 人事委員会規則
 - *6 職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
- 教育委員会規則
 - *9 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
- 告示
 - *435 平成12年和歌山県告示第722号 (災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度) の一部改正 (福祉保健総務課)
 - 436 地方卸売市場の廃止の許可 (果樹園芸課)
 - 437 地方卸売市場における卸売業務の廃止 (")
- 訓令
 - *16 和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令 (広報室)
 - *17 和歌山県監察査察規程 (行政経営改革室)
 - *18 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (人事課)
 - *19 和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令 (管財課)
 - *20 和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (地域振興課)
 - *21 和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (医務課)
 - *22 和歌山県保管有価証券取扱規程の一部を改正する訓令 (出納室)
- 諸報
 - 県営住宅等の管理の特例に係る公告

規 則

和歌山県規則第28号

和歌山県立文書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立文書館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立文書館管理規則 (平成5年和歌山県規則第21号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「5月5日及び11月3日」を「国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「休日」という。)」に改める。

第3条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 月曜日 (その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 館内整理日 (1月にあっては1月4日 (その日が月曜日に当たるときは、その翌日)、2月から12月までにあっては当該月の第2木曜日 (その日が休日に当たるときは、その翌日))

第3条第1項第4号及び第5号を削り、同項第6号中「毎年6月において」を削り、同号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とし、同条第2項中「第1項第6号及び第7号」を「前項第4号及び第5号」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第29号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7	自然環境室	調査、測量、現場監督等の業務に従事する職員	作業服 (夏)	1	24	
			作業服 (冬)	1	24	
	野生鳥獣の保護及び管理の業務に従事する職員	白衣	1	24	実情に応じて、白衣又は作業服のいずれか一方を貸与する。	
	作業服	2	24			
			ゴム長靴	1	24	

別表第1中53の項を54の項とし、20の項から52の項までを1項ずつ繰り下げ、同表19の項中「商工労働総務課」を「商工観光労働総務課」に改め、同項を同表20の項とし、同表

中13の項から18の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13	振興局健康福祉部	野生鳥獣の保護及び管理の業務に従事する職員	作業服	2	24	
			作業靴	1	24	

別表第2の9の項を次のように改める。

9	環境生活総務課	環境保全に係る検査、調査、測定等の業務に従事する職員	作業服			
			作業靴			
			ヘルメット			
			雨合羽			
			ゴム長靴			
			防寒服			
		温泉法の施行に関する業務に従事する職員	作業服			
			ゴム長靴			

別表第2中53の項を54の項とし、10の項から52の項までを

1項ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。

10	自然環境室	自然公園の許認可事務に係る現地調査及び立入検査の業務に従事する職員	作業服			
			作業靴			
		調査、測量、現場監督等の業務に従事する職員	防寒服			
			安全靴			

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第30号

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則（昭和42年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式（その1）中「年 月 日」を削り、同様

式（その2）甲中

算 出 額	を	調 整
円		

に、

額	算 出 額
円	円

に、「新規採用者」を

年 月 日 を 計算結果は、上記

のとおりです。 に改め、同様

式（その2）乙中

算 出 額	を	調 整
円		

に、

額	算 出 額
円	円

に、

年 月 日 を 計算結果は、上記のとおり

りです。 に、「新規採用者」を

「辞令の交付を受ける場所と赴任先が異なる場合」に改め、

同様式(その3)中

計算結果は、上記のとおりです。

年 月 日

を

計算結果は、上記のとおりです。

に改め、同様式(その4)中

所属長印

を

所属長印

印

に、

計算結果は、上記のとおりです。

年 月

上記の金額を領収しました。

年 月

氏 名

印

日

計算結果は、上記のとおりです。

日

を

上記の金額を領収しました。

氏 名

年 月 日

に改め、同様式(その5)中「年

印

月 日」を削り、同様式(その6)中

計算結果は、

上記のとおりです。

年 月 日

を

計算結

果は上記のとおりです。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第31号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則
和歌山県立高等看護学院学則(平成9年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「保健師、助産師」を「助産師」に、「地域看護、助産」を「助産」に、「保健師、助産師」を「助産師」に改める。

第3条中「4名」を「3名」に、「17名」を「15名」に改める。

第5条の表看護専門課程の部保健学科の項を削る。

第6条の表保健学科の項を削る。

第7条の表保健学科の項を削る。

第8条第2項中「保健学科及び」を削る。

第11条第1項第4号の表保健学科の項を削る。

第14条第1項中「、保健学科」を削り、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第2項及び第4項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第21条第3項中「保健学科及び」を削る。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第32号

和歌山県企業立地促進資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県企業立地促進資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県企業立地促進資金貸付規則(昭和63年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「マイクロ・エレクトロニクス、新素材又はバイオテクノロジーその他」を「製造業を営む者が技術革新の進展に対応した」に改め、「行う施設」の次に「及び日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所」を加え、同条第4号中「製造業に供される」を「製造業を営む者が自ら製造業に供するために建設する」に改め、同条第5号中「道路貨物運送業」の次に「、外航海運業、沿海海運業、航空運輸業」を加える。

別表貸付額の欄中「5億円」を「25億円」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第6号

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用等に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「、国又は公共企業体」を「又は国」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則(平成14年和歌山県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、盲学校の中学部、ろう学校の中学部又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第435号

平成12年和歌山県告示第722号(災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第1号ア(ウ)中「100人1日当たり3万円」を「1人1日当たり300円」に改め、同号イ(イ)中「234万2,000円」を「232万6,000円」に改め、同号イ(キ)中「第85条第3項」の次に「又は第4項」を加え、同項第3号ウ(ア)の表中「39,000円」を「39,300円」に、「60,100円」を「60,500円」に改め、同号ウ(イ)の表中「13,700円」を「13,800円」に、「19,900円」を「20,000円」に改め、同項第8号ア中「盲学校、ろう学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学

校の」を「特別支援学校の」に改める。

第2項第1号アを次のように改める。

ア 日当

(ア) 医師及び歯科医師 1人1日当たり2万400円以内

(イ) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり1万6,600円以内

(ウ) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり1万8,000円以内

(エ) 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり1万6,800円以内

(オ) 大工 1人1日当たり1万7,800円以内

(カ) 左官 1人1日当たり1万6,200円以内

(キ) とび職 1人1日当たり1万7,400円以内

(ク) 救急救命士 1人1日当たり1万5,400円以内

第2項第1号イ中「(オ)」を「(ク)」に改める。

和歌山県告示第436号

卸売市場法(昭和46年法律第35条)第60条の規定により、次の地方卸売市場について、地方卸売市場の廃止の許可をしたので公示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 地方卸売市場開設者

許可番号	地方卸売市場		開設者	
	所在地	名称	住所	氏名
第33号	東牟婁郡太地町太地3170番地	太地漁業協同組合地方卸売市場	東牟婁郡太地町太地3170番地	太地漁業協同組合

2 廃止年月日 平成19年3月30日

和歌山県告示第437号

和歌山県卸売市場条例(昭和47年和歌山県条例第9号)第7条の規定により、次の地方卸売市場について、卸売業務の廃止届を受理したので公示する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 地方卸売市場卸売業者

許可番号	許可取扱品目の種類	卸売業者		所属市場	
		住所	氏名	所在地	名称
第36号	水産物	東牟婁郡太地町太地3170番地	太地漁業協同組合	東牟婁郡太地町太地3170番地	太地漁業協同組合地方卸売市場

2 廃止年月日 平成19年3月30日

訓 令

和歌山県訓令第16号

庁中一般

各地方機関
和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県広報広聴規程の一部を改正する訓令

和歌山県広報広聴規程 (昭和42年和歌山県訓令第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「知事公室長、審議監」を「知事室長」に、「副出納長」を「出納局長」に改め、同条第4項中「知事公室長」を「知事室長」に改め、同条第5項中「知事公室長」を「知事室長」に、「審議監 (審議監が2名以上置かれている場合は、知事公室長が指名する審議監)」を「広報室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第17号

庁中一般

和歌山県監察査察規程を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県監察査察規程

(目的)

第1条 この規程は、監察査察監による監察査察の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 監察査察 和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) 第3条第2項第1号に規定する本庁 (以下「本庁」という。) 及び同項第2号に規定する地方機関 (以下「地方機関」という。) 並びに労働委員会事務局における事務等が適正かつ効率的に行われているかどうかの調査及び検査をし、必要な改善策を提言することをいう。

(2) 監察査察職員 監察査察室の職員をいう。

(3) 出資団体 県が資本金、基本金及びその他これらに準ずるものを出資している団体のうち、別に知事が指定するものをいう。

(監察査察監の任務等)

第3条 監察査察監の任務は次のとおりとする。

(1) 監察査察に関する事務を統括整理すること。

(2) 監察査察実施方針、監察査察実施計画等を策定し、定期に監察査察を実施すること。

(3) 監察査察監が必要と認める場合、随時に監察査察を実施すること。

(4) 不当要求行為 (職員以外の者又は団体が職員に対し、

別に定める行為を要求する行為をいう。) に関する相談、助言等に関すること。

2 監察査察監は、監察査察職員を指揮し、次の事項について公正かつ誠実に監察査察を行わなければならない。

(1) 本庁及び地方機関並びに労働委員会事務局における次の事項

ア 事務の管理運営に関すること。

イ 事業の執行に関すること。

ウ 職員の職務の能率及び服務に関すること。

エ その他必要と認める事項

(2) 出資団体の業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が命じた事項

3 監察査察監は、前項の監察査察を終了したときは、必要に応じ、その結果を知事、副知事及び総務部長に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告を受けたときは、その報告に基づき、関係部局の長等に対し、必要と認める措置を命じるものとする。

5 監察査察監は、前項の措置を命ぜられた関係部局の長等に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(協力義務等)

第4条 監察査察の対象となった部局等の職員は、監察査察監及び監察査察職員から書類の提出、説明等を求められたときは、これに協力して誠実に対応しなければならない。監察査察の対象となっていない本庁及び地方機関並びに労働委員会事務局について監察査察監が監察査察のため必要であると判断したときも同様とする。

2 監察査察監及び監察査察職員は、その職務を行う場合、公正かつ誠実にその権限を行使し、これを濫用して個人の自由及び権利を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(機密保持)

第5条 監察査察監及び監察査察職員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務終了後も同様とする。

(情報提供者の保護)

第6条 監察査察監及び監察査察職員は、監察査察に資する情報の提供を受けたときは、提供者の氏名等個人を特定することができる情報及び提供された情報の内容について秘密を守り、当該提供者の名誉又は信用を害する行為をしてはならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、監察査察監による監察査察の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第18号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程（昭和54年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「知事が任命する職員」の次に、「並びに監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の機関の一般職に属する職員」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 本庁等 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号。以下「組織規則」という。）第3条第2項第1号に規定する本庁並びに和歌山県監査委員事務局、和歌山県人事委員会事務局、和歌山県労働委員会事務局及び和歌山海区漁業調整委員会事務局をいう。

第2条第4号中「本庁」を「本庁等」に、「各課・室長」を「各課室長（和歌山県監査委員事務局、和歌山県人事委員会事務局、和歌山県労働委員会事務局及び和歌山海区漁業調整委員会事務局にあっては事務局長）」に改める。

第5条第1項第1号、第7条第1項及び第2項並びに第9条第1項及び第2項中「本庁」を「本庁等」に改める。

第10条第1項中「本庁」を「本庁等」に改め、「課室」の次に「（和歌山県監査委員事務局、和歌山県人事委員会事務局、和歌山県労働委員会事務局及び和歌山海区漁業調整委員会事務局にあっては当該事務局をいう。以下「本庁の課室等」という。）」を加える。

第11条第1項、第12条第1項及び第2項並びに第13条第1号中「本庁」を「本庁等」に改める。

第21条第1項及び第22条第2項中「本庁の課室」を「本庁の課室等」に改める。

別表第3総務部総務管理局人事課職員厚生室長の項中「本庁各課室」を「本庁等」に改める。

別表第4本庁の項中「本庁」を「本庁等」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第19号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公有財産事務規程の一部を改正する訓令
和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「知事公室長」を「知事室長」に、「副出納長」を「出納局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第20号

企 画 部

和歌山県世界遺産センター

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県世界遺産センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）第3条第5項の規定に基づき、和歌山県世界遺産センターに勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間等について定めるものとする。

(職員の勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間及び休憩時間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(2) 休憩時間は、午後零時から午後1時までとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第21号

福 祉 保 健 部

和歌山県立こころの医療センター

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立こころの医療センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成14年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第2項」を「第3条第5項」に改める。

第3条第1項第2号中「午後零時15分から午後1時まで」を「午後零時30分から午後1時15分まで」に改め、同項第3号を削り、同条第2項の表栄養職員及びリハビリテーション職員の項中「午後零時15分から午後1時まで」を「正午から午後零時45分まで」に改め、同表休息時間の欄を削る。

第4条第1項の表看護部長職員及び看護副部長職員の部第1項中「午後零時15分から午後1時まで」を「午後零時30分から午後1時15分まで」に改め、看護師長職員及び副看護師長職員の部第2項中「正午から午後零時45分まで」を「午後零時30分から午後1時15分まで」に改め、看護職員の部第2のA項中「正午から午後零時45分まで」を「午前11時45分から午後零時30分まで」に改め、同部第2のB項中「午後零時45分から午後1時30分まで」を「午後零時30分から午後1時15分まで」に改め、同部第4項中「午前10時から午前10時45分まで」を「午前10時30分から午前11時15分まで」に改め、同部第5項中「午後2時から午後2時45分まで」を「午後2時30分から午後3時15分まで」に改め、調理職員の部第1項中「午前8時15分から午前9時まで」を「午前7時30分から午前8時15分まで」に改め、同部第2項中「午前10時から午後7時30分まで」を「午前8時30分から午後5時15分まで」に、「午後1時15分から午後2時45分まで」を「午後零時15分から午後1時まで」に改め、同部第3項中「午前11時45分から午後8時30分まで」を「午前10時30分から午後7時15分まで」に、「午後3時から午後3時45分まで」を「午後1時15分から午後2時まで」に改め、同部第4項勤務区分の欄、勤務時間の欄及び休憩時間の欄並びに同表休息時間の欄を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第22号

庁中一般
各 かい

和歌山県保管有価証券取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県保管有価証券取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県保管有価証券取扱規程（昭和39年和歌山県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第9条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第1号様式中「第3条」を「第3条関係」に、「次長」を「局長」に改め、「昭和」を削り、「出納長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納局長」に改め、「(J.I.S.B5)」を削る。

別記第2号様式中「別記第2号様式（保管有価証券出納簿）」

（第5条）」を「別記第2号様式（第5条関係）保管有価証券出納簿」に改め、

「(J.I.S.B5)」を削る。

別記第3号様式中「第8条」を「第8条関係」に、「殿」を「様」に改め、「昭和」及び「(J.I.S.B5)」を削り、「及び支払期日未到来の利札でけん欠の」を「又は支払期日の到来していない利札で欠けた」に改める。

別記第4号様式中「第9条」を「第9条関係」に、「殿」を「様」に改め、「昭和」及び「(J.I.S.B5)」を削る。

第5号様式中「第12条」を「第12条関係」に、「次長」を「局長」に改め、「昭和」を削り、「出納長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納局長」に改め、「(J.I.S.B5)」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 かいにあっては、決裁欄を適宜書き替えて使用すること。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成19年3月30日

和歌山県住宅供給公社理事長 仁 坂 吉 伸

1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

和歌山県住宅供給公社

2 1で定める者が管理を行う県営住宅等

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市及び紀美野町の区域に存する団地並びに長山団地

3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

(1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

(2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他(1)に付随する業務を行うこと。

4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで